

1. 奈良県森林環境税の概要

【課税の趣旨】
 県は、県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性をかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保（奈良県森林環境税条例 第1条（抜粋））

【経緯】
 平成18年度より導入(期限5年、18年度～22年度)、平成23年度、平成28年度に5年延長（令和2年度末まで）

【課税の仕組み】
 ●課税方法：「県民税均等割」に上乗せする方法
 ●税率：個人 年額500円 法人 森林環境税課税前の均等割額の5%相当額

2. 税収額の推移

(単位:百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2 (予算)
県森林環境税 税収額	257	359	362	357	363	359	359	361	359	368	370	372	376	377	378

3. 県民アンケート実施結果

県森林環境税に関する県民の幅広い意見を聴取するためにアンケートを実施（令和元年11月）

- 対象者：個人2,500人 企業450社への抽出アンケート
- ①第3期の取組について必要だと考える割合 → 個人約81%、企業約80%
- ②今後も現行の税率(個人500円、法人均等割5%)を負担することに賛成する割合 → 個人約83%、企業約84%
- ③見直し期間について5年間で適当だと考える割合 → 個人約58%、企業約67%

(答申) 令和3年度以降も奈良県森林環境税を継続

森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図ることを目指し、県独自の施策を展開するためにも奈良県森林環境税を継続することが適当

【奈良県税制調査会答申の概要】

- ①第3期における使途事業は、毎年度、単年度の県森林環境税収相当の額であること ②森林環境譲与税導入後も全ての自治体が従前の税率等を維持していること、③県民アンケートにおいて現行の税率・課税期間について概ね好意的であること等から、税率は現行のまま据え置き、課税期間は5年間とすることが適当
- 「森林環境の保全」を推進するため、森林環境譲与税を活用した「森林経営管理制度」に基づく森林整備に加え、「新たな森林環境管理制度」に基づく施策に県森林環境税を活用することが適当

4. 奈良県森林環境税の第3期における使途事業の主な成果概要

区分	事業概要	主な事業実績				
		単位	H28	H29	H30	R元
施業放置林の整備	施業放置林において強度な間伐等を実施	強度間伐面積 (ha)	711	695	683	782
里山づくりの推進	放置された里山林を整備 (H30までは市町村へ補助、R元以降は全体計画の継続のみ)	整備箇所(箇所)	20	24	19	13
森林環境教育の推進	指導者の養成、体験学習、普及啓発などを実施	森林体験学習 参加者数(人)	2,360	1,345	1,526	1,143
		副読本配付数 (部)	14,500	14,100	13,800	12,500
森林生態系の保全	ナラ枯れ、ニホンジカ被害防除対策やツキノワグマ保護管理を実施	ナラ枯れ被害対策 伐倒駆除材積 (m ³)	322	731	982	

5. 現状と第4期に向けた使途の整理・検討

【現状】

- 県森林環境税導入後、積極的に施業放置林対策を進めてきたが、依然多くの施業放置林が存在
- 「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」（令和2年4月施行）に基づく新たな森林環境管理制度の運用のため財政需要額が増加
- 令和元年度に国において森林環境譲与税が導入

これらを踏まえ、森林環境譲与税と奈良県森林環境税を事業推進の両輪として、その棲み分け（使途事業、事業量等）を整理・検討

【整理・検討（案）】

- ① 新しい知見に基づく「混交林誘導」の手法を取り入れ、森林の防災力を強化
- ② 奈良県フォレストアカデミーの運営により、森林環境の維持向上に関する技術・知識の普及指導、森林の巡視等の専門的能力を習得した人材を養成
- ③ 従来から実施する森林環境教育や森林生態系保全などは、市町村域を越える広域実施に限定

令和2年度末で課税期間の終了を迎えることから
奈良県税制調査会に諮問

奈良県税制調査会 委員

氏名	所属・職名
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院 教授
下山 朗	奈良県立大学地域創造学部 教授
鈴木 将寛	専修大学経済学部 教授
竹本 亨	日本大学法学部 教授
林 宏昭(座長)	関西大学経済学部 教授
横山 直子	大阪産業大学経済学部 教授